

太子町いじめ重大事態に関する調査報告書の公表ガイドライン

令和8年4月

太子町教育委員会

1 公表ガイドラインについて

このガイドラインは、太子町教育委員会（以下「町教委」という。）が、いじめ防止対策推進法第28条第1項各号に基づく重大事態に関する調査報告書の公表を検討するにあたり、その基本的方針等を明らかにするとともに、その方針等を、いじめを受けた児童生徒及びその保護者（以下「いじめを受けた児童生徒側」という。）、いじめを行った児童生徒及びその保護者（以下「いじめを行った児童生徒側」という。）に対し、分かりやすく正確に伝えることを目的とするものです。

町教委は、このガイドラインに則り公表の有無を決定しますが、今後の公表の状況やいじめに関する社会的評価などを踏まえ、必要に応じてガイドラインの見直しも図りながら、柔軟に検討してまいります。

2 公表についての基本姿勢と意義・弊害

(1) 基本姿勢

文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月）」（以下「ガイドライン」という。）では、「調査結果を公表するか否かは、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断するものであるが、特段の支障がなければ公表することが望ましい」としています。

(2) 意義（目的）

いじめを社会全体で考える契機としての役割

いじめは個人や学校内だけの問題ではなく、社会全体で向き合うべき課題です。調査結果の公表を通じて、町民一人ひとりがいじめ防止や子どもの健やかな成長について考える機会とします。

町民目線に立った教育行政・学校づくりの推進

開かれた学校・教育委員会を目指し、保護者や地域と共に教育環境の改善を図ります。学校・家庭・地域がそれぞれの立場で再発防止に取り組む協働体制の構築につなげます。

学校・教育委員会が事実に向き合い、改善へ生かす姿勢の明示

調査の公表は、学校や教育委員会が当事者意識をもって、厳しく事実に向き合い、いじめ防止や教育活動のあり方を見直す姿勢の表明でもあります。これにより、子ども中心の公正で適切な支援体制を構築することをめざします。

調査の信頼性と説明責任の確保

調査結果の信頼性を広く社会に示すことで、教育行政全体の透明性と信頼性の向上を図ります。

(3) 弊害（懸念事項）

関係当事者の特定と生活への影響

調査結果が公表されることで、同じ学校に通う保護者や地域住民などにより、児童生徒や保護者が特定される可能性があります。これにより、関係者の学校生活や地域での暮らしに支障が生じ、安心して生活する環境が損なわれるおそれがあります。

児童生徒の立ち直りや関係修復への支障

調査内容により人間関係の詳細や対立の経緯が明らかになることで、いじめを受けた児童生徒の登校再開や心の回復、いじめを行った児童生徒の反省・更生、当事者間の関係修復が困難となる可能性があります。

プライバシーの侵害と病歴・家庭事情の露出

いじめの背景として、被害児童生徒や関係児童生徒の特性や家庭状況（病気、発達特性、経済的事情等）が関わっている場合、調査結果の一部がそうした個人情報の暴露につながるおそれがあります。公表の在り方には十分な配慮が求められます。

インターネット上での拡散と人権侵害のリスク

SNS や掲示板を通じて、調査内容や関係者に関する情報が興味本位で拡散・転載されることにより、誹謗中傷や偏見を生む可能性があります。これにより関係児童生徒の心身への影響や成長の阻害といった深刻な人権侵害が懸念されます。

今後の調査への協力の困難化

一度の公表によって調査対象者に“防衛的な姿勢”が形成され、次回以降の重大事態調査などで事実を率直に語ることが難しくなる可能性があります。これにより、真相の把握や再発防止のための本質的な改善が困難になるリスクがあります。

(4) 町教委の方針について

町教委は、いじめを受けた児童生徒側の公表の意向や、公表における意義、弊害を総合的に勘案し、調査結果を公表するか否かの判断をします。

なお、いじめを受けた児童生徒側が公表を望まない場合には、原則として調査結果の公表は行いません。公表の意向について、いじめを受けた児童生徒側といじめを行った児童生徒側に相違がある場合は、いじめを受けた児童生徒側の意向を優先的に勘案し、公表するか否かの判断をします。

3 関係者に対する意向確認

(1) いじめを受けた児童生徒側

いじめを受けた児童生徒側には、公表について意義・弊害、町教委の方針を説明し、公表の意向を確認します。

保護者等の意向だけでなく、いじめを受けた児童生徒の発達段階等を踏まえて、本人にも丁寧に説明し、双方の意向を確認します。

(2) いじめを行った児童生徒側

公表の目的を十分に説明して理解を得るよう努めます。

但し、公表する内容については、個人が特定されないように配慮するとともに、公表することが、いじめを行った児童生徒の学校生活や、学校が行ういじめを行った児童生徒への指導に支障をきたすことがないよう配慮します。

4 公表する場合の公表の仕方及び内容について

いじめを受けた児童生徒側に公表の仕方及び公表内容について丁寧に説明・確認し、了解を得た上で公表をします。

(1) 公表方法について

「公表」とは、誰もが容易に内容を閲覧できる状態におくことをいい、具体的には、太子町公式ホームページへの掲載により公表します。

(2) 公表資料について

調査報告書の概要をまとめたもの（以下「概要版」という。）を別に作成し、概要版を公表資料とします。

公表版の作成に当たっては、次の点を踏まえて作成します。

- ・関係児童生徒及び保護者の個人情報特定されるおそれのある記述は削除すること
- ・学校名、学年、部活動等の記載により学校や個人が推測される可能性がある場合には、必要に応じて表現を修正又は削除すること
- ・児童生徒の発達段階や今後の成長への影響を十分考慮すること

(3) 公表における配慮事項

太子町においては学校数が限られていることから、一般的な記述であっても学校や関係者が推測される可能性があります。

そのため、公表資料の作成に当たっては、学校や関係児童生徒が特定されるおそれのある情報について、通常よりも慎重に確認し、必要に応じて削除又は抽象化した表現に置き換えるなどの配慮を行います。

(4) 公表する期間

公表期間は、3カ月を基本としますが、公表中に、いじめを受けた児童生徒側の公表に対する意向に変化が生じた場合等、公表の継続が難しくなるような事情が生じた場合は、公表を中止することとします。

また、当初非公表とした場合において、再検討は、原則として行いません。掲載期間終了後は、関係児童生徒のプライバシー保護及び生活への影響を踏まえ、ホームページから削除するものとします。